

株主各位

第 26 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

平成 25 年 10 月 15 日

株式会社アルデプロ

目次

6. 会社の体制および方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・	6

上記各事項につきましては、法令および定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の
当社ホームページ (<http://www.ardepro.co.jp>)に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

6. 会社の体制および方針

I 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 企業運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を掲げ、すべての役員および使用人が職務を執行するに当たっての基本方針としております。

【経営理念】 三つの豊かさの追求

- ① 経済的な豊かさ…売上高ではなく、経常利益の増加を目指します。
- ② 身体的な豊かさ…健康であることに感謝し、健康管理に留意します。
- ③ 心の豊かさ…礼節を重んじる謙虚な心、広い心、強い心。加えて、経済的・身体的豊かさのバランスを保ち、真の「心の豊かさ」を目指します。

当社は、この経営理念のもと、内部統制のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に対応し、一層適切な内部統制システムの整備に努めてまいります。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、全取締役および使用人のコンプライアンスに対する啓蒙活動について討議し、「株式会社アルデプロ企業行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を制定して実行・指導する。
- ② 日常の業務執行においては、全取締役および使用人が定められた「職務分掌規程」、「職務権限規程」および「稟議規程」等に基づいた処理を実施する。
- ③ コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
- ④ コンプライアンス違反者に対しては、「就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ⑤ 代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、経営活動全般にわたる制度および業務の執行状況について、コンプライアンスおよび財務報告の信頼性の確保の観点から調査を行い、以って内部管理体制の強化および経営効率化の増進に資することとする。
- ⑥ 当社は、社外取締役および社外監査役のなかから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員に指定することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、「文書管理規程」および「情報管理規程」に、各組織単位の詳細な保管文書一覧を定め、定期的に整備状況を精査・確認する。また、必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整える。
- ② 取締役および使用人の業務執行にかかる情報については、ITの効率活用、情報のデータベース化、必要情報の存否・保存状況の検索システム等について、総務主管部署が情報の統括管理を所管し、必要な研究・検討を進める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的な組織として、代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価する。
- ② 取締役および管理職位にある者は、取締役会決議または「職務権限規程」に基づき、その付与された権限の範囲内で職務を履行し、その範囲内で、損失発生危険を管理する。付与された権限を越える場合は、「稟議規程」に定める決裁を要し、その許可された範囲内で、損失の危険を管理する。
- ③ 取締役および管理者の職務の履行におけるリスク管理の基本的事項については、別に、「リスク管理基本規程」を定める。
- ④ 総務主管部署は、情報セキュリティマネジメントシステムの構築を討議し、必要に応じて外部機関の認証も取得することで、社内外ともに有効かつ安心の情報管理に取り組むものとする。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。
 - ② 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸として、短期経営計画に基づき毎年策定される年度計画の目標達成のために、各業務執行ラインが活動することとする。
 - ③ 日常の職務執行に際しては、「職務分掌規程」および「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の責任者が「職務権限基準表」に定めた意思決定ルールに則り、業務を遂行することとする。
 - ④ 「職務分掌規程」、「職務権限規程」および「職務権限基準表」に定めた運用基準は、規程・基準の改廃を含めて総務主管部署が所管し、日常業務における意思決定ルールの明確化と定着化を目指して、厳格な監視・指導に努める。
- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の内部監査部門は、監査役と連携して定期的な内部監査を行う。
 - ② 当社の内部監査部門は、監査役と連携して、当社の「コンプライアンス・マニュアル」に則り、全取締役および使用人に法令遵守の重要性等を周知・徹底させる。
 - ③ コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき専任部門およびスタッフは、内部監査部門に兼務させる。
- (7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、その職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② ①の使用人の職務遂行の評価については、監査役の意見を聴取するものとする。
- (8) 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役または監査役会への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。
 - ② 監査役には、主要な稟議書その他社内的重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに資料等が提出される。
 - ③ 監査役は、定期的に取締役・監査役連絡会を開催し、更に、必要に応じ随時業務執行状況の報告を受けることができる。
- (9) その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役は、監査役の職責、心構え、監査基準等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
 - ② 監査役は、監査の実施に当たり、監査役独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査部門、会計監査人とも相互連携する。
 - ③ 監査役は、会計監査人との両者の監査業務の品質および効率を高めるため、四半期毎に1回および必要により情報・意見交換等を行い、内部監査部門を含めた緊密な連携を図る。
 - ④ 必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制
- ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「株式会社アルデプロ企業行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を指針とし、「反社会的勢力対応マニュアル」に則り行動する。
 - ② 反社会的勢力に関する対応については、自治体および警察をはじめとする外部専門機関との密な連携を図り、不測の事態に備える体制を整えることとする。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適正に行うため「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準に関する実施基準」に準じて、また「内部統制規程」に則り、内部監査部門が整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図る。

- II 株式会社の支配に関する基本方針
特に記載すべき事項はございません。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

販売用不動産 …………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減損損失累計額 3,540千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は債務
該当事項はありません。

3. 取締役、監査役に対する金銭債権又は債務
該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,023,508	8,985,352	—	19,008,860
A種優先株式	8,916	—	—	8,916
B種優先株式	14,145	—	372	13,773
C種優先株式	2,160,476	—	—	2,160,476
D種優先株式	2,160,410	—	—	2,160,410
E種優先株式	138,822	—	—	138,822
合計	14,506,277	8,985,352	372	23,491,257
自己株式				
B種優先株式	—	372	372	—
合計	—	372	372	—

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	3,100株
------	--------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却超過額	484千円
退職給付引当金	1,527千円
貸倒引当金繰入限度超過額	41,267千円
投資有価証券評価損	5,328千円
債務免除益	8,567,427千円
繰越欠損金	13,708,118千円
未払金	1,646千円
その他	689千円
小計	22,326,490千円
評価性引当額	△22,326,490千円
繰延税金資産合計	一千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に

関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年8月1日に開始する事業年度から平成26年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率の変更による影響はありません。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動に必要な資金を資本市場からの資金調達もしくは金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、また、デリバティブ取引は社内規程により行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであります。事業再生ADR手続の成立により、借入金の利息については、年1%と定めており、金利変動リスクを回避しております。また、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

デリバティブ取引については、社内規程により行わない方針であり、当事業年度末において、デリバティブ残高はありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	50,837	50,837	—
(2)長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	(69,371)	(67,139)	(2,231)

(注) 1.負債に計上されているものにつきましては、()で表示しております。

2.金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

法人主要株主、支配株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	株式会社エム・エル・エス	(被所有)直接 10.65%	—	債務免除	千円 3,920,801	債務免除益	—
支配株主	秋元竜弥	(被所有)直接 56.05%	—	借入 普通株式の発行	450,000 1,200,000	短期借入金 —	— —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	△1,213円62銭
2. 1株当たり当期純利益	338円14銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。